

会員の皆さまへ

# 青色P L 保険のご案内



生産物賠償責任保険

団体割引  
10%適用

## 青色P L 保険では

貴社が製造・販売または輸入した製品が原因で、「①消費者等の第三者がケガをしたり、死亡した場合」、「②建物の焼失等第三者の財物に損害を与えた場合」に法律上の賠償責任を負担することによって被害者に対して支払わなければならない損害賠償金をお支払いします。

本保険は、P L法（製造物責任法）に基づく責任のみならず、従来からある民法に基づく不法行為責任、債務不履行責任等も対象となるため、P L法で問われる法律上の賠償責任よりも広い範囲をカバーします。

例えば！

### 事例①

**【飲食業】**  
製造したお弁当で  
食中毒が発生し  
てしまった！

### 事例②

**【配電工事業】**  
工事の欠陥により、漏  
電が発生し機械を損壊  
させてしまった！

### 事例③

**【内装業】**  
施行ミスにより取り  
付けた棚が落下し、  
下の家具を損壊させ  
てしまった！

安心して事業を行うためにも、賠償リスクに対する備えが必要です！

# 実際のお支払例

業種	内容	支払金額
造園業	散水機の使用不備により水が出たままになってしまい、お客さまの水道料金が高騰してしまった。	13万6千円
飲食業	提供したお弁当に異物が混入しており、お客さまの歯が欠けてしまった。	46万6千円
設備業	リフォームで水道管を交換した際に、漏水してしまい建物に被害を与えてしまった。	19万7千円

## お手続き方法

保険期間	2020年5月1日午後4時から 1年間
お申込締切日	2020年4月1日(水)
契約者	東京青色申告会連合会共済会
加入対象者	東京都内の青色申告会に所属する会員本人
被保険者	①東京都内の青色申告会に所属する会員本人(=記名被保険者) ②記名被保険者の使用人(役員を含みます。) ※②は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。
保険料引落し日	2020年6月12日(金) (一括払)
中途加入	①加入申込票に必要事項をご記入のうえ、ご所属の申告会にご提出ください。 ②保険料は払込指示書に記載の銀行口座にお振込みください。 ③毎月20日までに着金した場合、翌月1日より補償開始となります。 ④次年度以降は、銀行口座引落しでお支払いいただきますので口座振替依頼書をご提出ください。 ※中途加入期間は、5月1日から12月20日までとなります。

**お手続きは、ご所属の青色申告会へ！**

このチラシは概要を説明したものです。詳細に関しましては、パンフレットをご覧ください。

### お問い合わせ先

引受保険会社  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
営業開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
損保ジャパン日本興亜本社ビル14階  
TEL 03-3349-3578 FAX 03-6388-0156  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店  
株式会社東京青色  
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8-36  
TEL 03-3230-8501 : FAX 03-3230-8655  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。